

児童の放課後の居場所づくりに関する方針について

平成31年2月13日

子ども未来部

1 趣旨

児童が放課後を安全・安心に過ごすための放課後の居場所に対するニーズが高まっていること等を踏まえ、本市において、放課後の居場所を必要とする全ての児童が安全・安心に放課後を過ごす機会を確保するため、放課後の主な居場所となっている児童センターの未設置地区の解消、放課後児童クラブの計画的な設置促進、両施設の運営における課題解決の方向性を明らかにし、今後の方針を定め、方針に沿った取組を進めようとするものである。

2 方針の構成と要旨

(1) はじめに

上記「方針策定の趣旨」の内容等を記載。

(2) 現状

平成30年度において、児童センターは39館2分室が設置され3,395名の留守家庭登録児童を受け入れており、放課後児童クラブは47施設が設置され1,614名の登録児童を受け入れている。共働き家庭の増加や女性の就業比率の上昇などに伴い放課後の居場所に対するニーズの高まりを受けて利用希望者は増加傾向であり、今後も更に受入定員の確保が必要と見込まれる。

(3) 課題

ア 居場所が必要な児童の増加

これまでの居場所が必要な児童数の推移等を踏まえると、平成35年度までに居場所が必要な児童数はおよそ8,300人となり、平成30年度と比較しておよそ350人増加する見込みである。

イ 学区別の整備状況の偏り

児童センターと放課後児童クラブのいずれか一方しか設置されていない小学校区がある。市全域で必要なサービスを提供できる体制が整っていない。

ウ 放課後に自宅で一人若しくは兄弟姉妹と過ごしている児童への対応

保護者アンケートの結果、放課後に自宅で一人若しくは兄弟姉妹と過ごしている児童が、全体の13.5%おり、児童センターや放課後児童クラブ等を利用している児童と比較して、希望する居場所と一致していないと回答した者の割合が高い。

エ 利用条件と保護者ニーズの不一致

保護者アンケートの結果、児童センターについては利用時間がニーズと合わないこと、放課後児童クラブについては経済的負担が大きいこと等を理由として、児童センターや放課後児童クラブを利用できないという回答がある。

オ 施設数の増や多様な居場所の確保

保護者アンケートの結果、市への取組希望では、利用できる場所を増やしてほしい、多様な居場所を確保してほしいという希望が多くなっている。

(4) 方針

ア 今後の整備・運営の方向性

放課後の居場所に対するニーズに応えるとともに、子育て世代にとってより暮らしやすいまちとなるような環境づくりを進めていくため、必要な地区に必要量の定員を確保する量の整備と、児童の成長と保護者の就労を支援するためのニーズに応えていく質の整備の両面から、児童が放課後を安全・安心に過ごすことができるよう、児童センター及び放課後児童クラブの整備・運営を図っていく。

放課後の居場所が必要な児童数が増加する見込みであること、放課後に自宅で一人若しくは兄弟姉妹で過ごしている児童にも児童センターや放課後児童クラブの利用ニーズがあることを踏まえ、概ね平成35年度までに必要な整備量をおよそ850人分と見込む。児童センター及び放課後児童クラブの新規設置や受入児童数の増加により、必要な整備量を確保することとする。

イ 児童センターの整備・運営に関する方針

児童センターの利用ニーズの増加に対応するとともに、地域の児童福祉、子育て支援の拠点としてサービスを提供できる体制を整えるため、見前、向中野、太田の三つの小学校区について児童センターを整備する。

既存の施設の利用時間の延長や利用児童数の増加に対応した職員の配置など、受入児童数の増に対応するとともに、より利用しやすい施設となるよう運営面の取組を進める。

ウ 放課後児童クラブの整備・運営に関する方針

平成35年度までに15施設の整備を目指すこととし、民間事業者による開設を支援する。

放課後児童クラブを利用する保護者の経済的負担の軽減、クラブで働く職員の確保及び保護者会が運営するクラブにおける運営負担の軽減などについて支援策を検討し、施設の運営の質の向上につながる支援ができるよう取り組む。

児童の放課後の居場所づくりに関する方針

～児童センター及び放課後児童クラブの今後の整備・運営について～

平成31年 月

盛岡市

目次

はじめに	1
1 現状	2
(1) 児童センターと放課後児童クラブの位置付け	2
(2) 市の設置状況	3
ア 児童センター	3
イ 放課後児童クラブ	5
2 課題	8
(1) 施設の設置及び運営について	8
ア 居場所が必要な児童数の増加	8
イ 学区別の整備状況の偏り	9
ウ 施設ごとの運営における課題	11
(2) 放課後の居場所に対する保護者のニーズについて	12
ア 放課後等に主に過ごしている場所について	12
イ 子どもを過ごさせたい望ましい場所との一致について	13
ウ 望ましい放課後の居場所について	14
エ 望ましい放課後の居場所を利用できていない理由について	15
オ 市の取組への希望について	16
カ 回答結果から考えられる課題	17
3 方針	18
(1) 今後の児童センター・放課後児童クラブの整備・運営の基本方針	18
ア 整備・運営の方向性	18
イ 整備量の見込みと確保策	18
(2) 児童センターの整備・運営に関する方針	20
ア 整備方針	20
イ 運営上の課題への対応方針	20
(3) 放課後児童クラブの整備・運営に関する方針	21
ア 整備方針	21
イ 運営上の課題への対応方針	21

はじめに

近年、共働き世帯の増加など小学校に通う児童を取り巻く放課後の環境が大きく変化したことにより、児童が放課後を安全・安心に過ごすための放課後の居場所に対するニーズが高まっています。

国では共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに次代を担う人材を育成することを目的として、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し居場所の整備を進める「放課後子ども総合プラン」を策定するなど、放課後の居場所づくりの取組を進めています。平成30年9月には「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、放課後児童クラブについて平成35年度までに新たに30万人分の整備を図るという目標が掲げられるなど、継続的な整備の必要性が謳われています。

市では、地域の児童福祉活動の拠点となる児童センターについて各小学校毎に整備を進めており、留守家庭登録児童として、児童センターで放課後を過ごす児童が増えてきています。また、保護者が昼間家庭にいない児童を預かるために保護者会などが中心となって市内各地域に放課後児童クラブが設置され、多くの児童が利用しています。こうした経緯と国の動向を踏まえ、市では平成27年3月に策定された「盛岡市子ども・子育て支援事業計画（以下「支援事業計画」という。）」において、放課後の居場所づくりを取組項目に掲げ、児童センターと放課後児童クラブを主な放課後の居場所として、その整備と質の向上に取り組んできました。

一方、平成28年度から市が実施している「放課後の居場所調査」では、居場所が必要な児童が全体の約半数となっており、そのうち約2割の児童が自宅で一人で過ごしているなど、安全・安心な放課後の居場所の確保に向けて、施設の整備や利便性の向上などの取組がなお一層求められる状況となっています。また、この取組を通じ子育て世代にとって暮らしやすい環境づくりを進めていくことは、市の人口が長期的に減少する中で将来にわたって活力あるまちづくりを進めていくことにもつながるものと考えられます。

このため、支援事業計画に定める施策である「放課後の子どもの居場所づくり」を推進するに当たり、市の児童センター及び放課後児童クラブが置かれている現状を踏まえ、その課題を整理し、今後の取組に関する方向性を示すこと目的として、本方針を策定するものです。

1 現状

(1) 児童センターと放課後児童クラブの位置付け

児童センターは、児童福祉法第40条に定められている児童福祉施設です。屋内型の児童厚生施設であり、子どもに健全な遊びを提供して、その心身の健康を増進し情操を豊かにすることを目的にしています。昭和23年の児童福祉法の施行に伴って法的に位置付けられました。

平成30年10月に改正された児童館ガイドライン（平成30年10月1日付け子発1001第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）では、その役割を子どもの発達の増進、日常の生活の支援、子育て家庭への支援など5項目に整理しており、地域における児童福祉活動の拠点施設としての性格を持っています。その性格から、児童センターは、子どもが、その置かれている環境や状況に関わりなく誰でも利用できる施設と位置付けられています。

一方、放課後児童クラブは、児童福祉法第6条の3第2項に定める放課後児童健全育成事業を実施している事業所です。保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供してその健全な育成を図る事業とされています。平成9年に放課後児童健全育成事業として児童福祉法に位置付けられました。

平成27年には設備及び運営に関する基準が整備され、施設で働く職員の資格として「放課後児童支援員」という資格制度が創設されるなど、運営体制の整備、充実が図られてきています。

両者の位置付けなどの比較は表1のとおりとなります。

表1 児童センターと放課後児童クラブの比較

項目	児童センター（児童館を含む）	放課後児童クラブ
施設の位置付け	児童厚生員等が、児童に遊びの指導をすると共に、安全な放課後の居場所を提供します。スポーツ・文化・情操活動を通して、児童の成長を促します。	就労等で保護者が日中家庭にいないなどの理由で放課後の居場所が必要な児童を対象に、放課後児童支援員が生活指導や育成支援を行います。
対象児童	0歳から18歳までの児童	小学校に就学しており、就労等で保護者が日中家庭にいない児童
開所日、開所時間	地域の実情に合わせて設定 (市では午前9時から午後9時まで。 留守家庭登録児童の預かりは一部の施設を除いて平日は授業終了後から18時まで。土曜日等は概ね8時から18時まで)	平日：1日につき3時間以上 長期休暇等：8時間以上
主な活動内容	①遊びを通じた児童の育成 児童が遊びによって心身の健康を増	①育成支援 児童が安心して過ごせる生活の場と

項目	児童センター（児童館を含む）	放課後児童クラブ
	<p>進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにするよう援助を行う。</p> <p>②児童の居場所の提供 児童が安全に安心して過ごせる環境づくりに努めるとともに、児童の自発的な活動を尊重し、必要に応じて援助を行う。</p> <p>③子育て支援の実施 児童と保護者が自由に交流できる場を提供し交流を促進する。</p> <p>④地域の健全育成の環境づくり 地域全体で児童の健全育成を進める環境づくりに努める。</p>	<p>して、児童の発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう支援を行う。</p> <p>②保護者、学校等との連携 児童の様子を日常的に保護者に伝え共に共有し、保護者が安心して児童を育て、子育てと仕事を両立できるよう支援する。また学校等と連携し家庭での養育を支援する。</p>
職員	館長、館長補佐、児童厚生員	放課後児童支援員、補助員
設置者と運営者	自治体もしくは民間事業者 (市では市が設置し指定管理者制度により運営)	自治体もしくは民間事業者 (市では市が委託した民間事業者)

(2) 市の設置状況

ア 児童センター

市では、市内の小学校区に一つずつ児童センターを設置する方針で整備を進めており、平成30年4月現在、39館2分室が整備されています。

これらの施設は、前述のとおり、誰でも利用が可能な施設として、各種講座の開催等を通じ地域の児童福祉活動の拠点としての役割を果たす一方、各小学校からの距離が比較的近く児童が授業終了後に徒歩で移動することが可能であることから、昼間保護者が就労等で家庭にいない世帯における児童の放課後の居場所として、一定の機能を果たすようになっています。これらの児童は留守家庭登録児童として保護者が児童センターへ利用登録を行いセンターを利用しており、留守家庭登録児童数は平成30年5月現在で3,395名となっています。

表 2 児童センターの留守家庭登録児童の状況（平成 30 年 5 月現在）

区域名	施設名	H30 留守家庭登録児童数（人）
河北	仁王児童センター	85
	松園児童センター	22
	山岸児童センター	124
	上田児童センター	78
	緑が丘児童センター	133
	河北児童センター	10
	高松児童センター	97
	上米内児童センター	50
	北松園児童センター	67
河南	川目児童センター	111
	山王児童センター	81
	大慈寺児童センター	53
	加賀野児童センター	76
	桜城児童センター	71
	社陵児童センター	46
厨川	青山児童センター	161
	北厨川児童センター	101
	大新児童館	123
	厨川児童センター	94
	みたけ児童センター	116
	城西児童センター	89
	月が丘児童センター	120
	上堂児童センター	30
盛南	仙北児童センター	125
	本宮児童センター	87
	下太田児童センター	18
	土淵児童センター	128
	見前児童センター	198
都南	手代森児童センター	34
	永井児童センター	95
	乙部児童センター	38
	上飯岡児童センター	103
	津志田児童センター	218
	湯沢児童センター	53
	渋民児童館	160
玉山	好摩児童館	102
	日戸児童館	38
	巻堀児童館	36
	生出児童館	24
	計	3,395
一施設当たり平均		87.05

また、児童センターの設置状況を全国の他の中核市と比較した場合、設置数は多く、市の放課後の居場所に関する取組の特長の一つともなっています。中核市の児童センターの設置状況は表 3 のとおりですが、盛岡市の施設数は秋田市、長野市に次いで 3 番目に多くなっています。

表 3 中核市の児童館設置状況

市名	施設数
函館市	27
旭川市	6
青森市	21
八戸市	15
盛岡市	41
秋田市	42
郡山市	1
いわき市	2
宇都宮市	3
前橋市	5
高崎市	5
川越市	3
越谷市	2
船橋市	20
柏市	4
八王子市	12
横須賀市	-

市名	施設数
富山市	13
金沢市	31
長野市	42
岐阜市	13
豊橋市	1
岡崎市	-
豊田市	-
大津市	7
豊中市	2
高槻市	1
枚方市	-
東大阪市	2
姫路市	11
尼崎市	-
西宮市	8
奈良市	4
和歌山市	8

市名	施設数
倉敷市	6
吳市	4
福山市	1
下関市	4
高松市	13
松山市	8
高知市	9
久留米市	-
長崎市	4
佐世保市	9
大分市	1
宮崎市	17
鹿児島市	3
那覇市	11
中核市合計	442
中核市平均	9

(出典：中核市市長会「都市要覧（平成 29 年度版）」)

イ 放課後児童クラブ

市内の放課後児童クラブは、そのほとんどが保護者会や法人などの民間事業者により設置されており、運営は全て民間事業者が担っています。これらの事業者は国の基準を踏まえて市が定めた設備及び運営の基準に沿った運営を行っており、市は国の補助基準に基づき民間事業者の運営費の一部を補助しています。平成 30 年 5 月現在で 47 施設が設置され、1,614 名の登録児童を受け入れています。

表 4 放課後児童クラブの状況（児童センターに設置されている児童クラブを除く。平成30年5月現在）

区域名	児童クラブ名	施設数
河北	上田第一学童保育クラブ	45
	上田第二学童保育クラブ	21
	宇宙学童クラブ	31
	第二宇宙学童クラブ	17
	高松学童保育クラブ	45
	仁王学童育成クラブ輝き	33
	仁王学童育成クラブにこにこ	35
	盛岡YMCAぶらいむ・たいむ本町校	51
	緑が丘学童保育クラブ	42
	第二緑が丘学童保育クラブ	30
	松園学童保育なかよしクラブ	38
	山岸学童クラブ	54
	学童保育クラブくるみ子ども会	49
	学童保育クラブ第2くるみ子ども会	15
	放課後児童クラブサンガキッズ山岸	20
	外山学童クラブ	3
	しらゆりキッズクラブ	7
	のぞみ学童保育クラブ	4
河南	学童保育クラブけやき子供会	56
	こずかた学童クラブ	49
	中津川学童保育クラブ	45
	学童保育クラブひのき子供会	31
	学童保育なかのクラブ	58
	さくら学童クラブ	50
盛南	青山学童保育クラブ	38
	さっこらくらぶ	27
	盛岡YMCAぶらいむ・たいむ前潟校	40
	みたけ学童保育クラブ	35
	ひよこ学童クラブ	12
	あさひ学童クラブ	3
	盛岡YMCAぶらいむ・たいむ向中野校(1)	49
	盛岡YMCAぶらいむ・たいむ向中野校(2)	50
	盛岡YMCAぶらいむ・たいむ盛南校	25
	本宮学童保育クラブ	36
	太田児童クラブ	30
	大宮よつば学童クラブ	47
	誠文館学童クラブ	42
	向中野学童保育クラブ	29
	仙北学童保育クラブ	37
	太田東学童クラブ	38
	太田東学童クラブ(2)	20
	スコーレ第一学童クラブ	47
	スコーレ第二学童クラブ	40
	放課後児童クラブおべんとうばこ	27
都南	幼老統合施設Cocoa児童クラブ	60
	都南子どもの家	49
玉山	城内学童クラブ	4
	合計	1,614
一施設当たり平均		34.3

また、全国の中核市における放課後児童クラブの設置状況は表 5 のとおりです。

全国の中核市の状況と比較すると、自治体によって施設総数にはばらつきがありますが、東北六県では概ね 50 から 60 施設となっており、盛岡市も同様の施設数となっています。

全国の中核市の状況と比較した場合、市では児童センターの施設数が多いほか、放課後児童クラブの施設数も東北の他の中核市と同様の数まで整備が進んでおり、放課後の居場所として児童センターと放課後児童クラブの両方のサービスを市内の広い地域で提供できる体制づくりが進んでいます。このことは、放課後の居場所づくりや子育て支援における盛岡市の体制の強みの一つであると考えられます。一方で、後述するとおりいずれかの施設が設置されていない小学校区があることや、共働き家庭の増加や女性就業率の上昇等に伴い放課後の居場所のニーズが高まっていることを踏まえると、更なる整備を進めていくことが必要になると考えられます。

表 5 中核市における放課後児童クラブの設置状況（29年度）

市名	総数 (箇所)	市名	総数 (箇所)	市名	総数 (箇所)
函館市	56	富山市	101	倉敷市	131
旭川市	78	金沢市	95	吳市	58
青森市	54	長野市	93	福山市	74
八戸市	48	岐阜市	94	下関市	41
盛岡市	52	豊橋市	85	高松市	108
秋田市	41	岡崎市	42	松山市	109
郡山市	51	豊田市	66	高知市	88
いわき市	60	大津市	46	久留米市	91
宇都宮市	150	豊中市	41	長崎市	92
前橋市	64	高槻市	66	佐世保市	62
高崎市	94	枚方市	45	大分市	59
川越市	56	東大阪市	56	宮崎市	51
越谷市	48	姫路市	124	鹿児島市	165
船橋市	89	尼崎市	68	那霸市	81
柏市	55	西宮市	41	中核市合計	3,599
八王子市	122	奈良市	48	中核市平均	75
横須賀市	62	和歌山市	98		

※盛岡市のクラブ数には、児童センターに設置されている児童クラブ室を含む。

(出典：中核市市長会「都市要覧（平成29年度版）」)

2 課題

(1) 施設の設置及び運営について

ア 居場所が必要な児童数の増加

市では、平成 28 年度から、市内の各小学校を通じて「児童の放課後の居場所調査」を行っており、小学校に在籍している児童の放課後の居場所の状況について調査しています。その調査結果によると、両親が共働きである等の理由で放課後に自宅以外の居場所が必要な児童数の推移は表 6 のとおりです。

平成 28 年度から 30 年度の 2 年間で、居場所が必要な児童数は市内全域で 698 人増加しており、6 区域すべてで増加傾向にあります。区域毎の増減の状況は異なりますが、人口が集中している市内中心部や厨川地区を中心に、居場所が必要な児童の数が増えてきています。

表 6 居場所が必要な児童数の推移

区域名	学校名	H28 人数 (人)	H30	
			人数 (人)	対H28比 (%)
河北	仁王、桜城、山岸、米内、河北、上田、緑が丘、松園、高松、東松園、北松園	1,965	2,099	106.8
河南	城南、杜陵、大慈寺、中野、山王	754	891	118.2
厨川	厨川、土淵、青山、北厨川、城北、大新、月が丘	1,504	1,772	117.8
盛南	仙北、本宮、太田、太田東、繫、向中野	1,141	1,200	105.2
都南	見前、飯岡、羽場、永井、手代森、津志田、見前南、都南東	1,462	1,509	103.2
玉山	玉山、渋民、生出、巻堀、好摩、城内(H28閉校)	402	455	113.2
計		7,228	7,926	109.7

なお、この間の区域毎の児童数の推移は表 7 のとおりです。児童数の合計は平成 28 年度の 14,506 人に対して平成 30 年度は 14,452 人とほぼ横ばいです。このことから、居場所が必要な児童数が増えているのは、児童数全体の推移によるものではなく、放課後の居場所に対するニーズの高まりを反映しているものと考えることができます。

こうした放課後の居場所に対するニーズの高まりは、女性就業率の上昇等に伴って共働きの世帯が増加するなど、ライフスタイルの変化を反映していることが理由と考えられます。国では、女性就業率を 80% に向上させることを目指して各般の取組を進めており、これに伴って市でも共働きの家庭がさらに増加するなど、放課後の居場所に対するニーズも高まっていくものと見込まれます。

表 7 児童数の推移

区域名	学校名	H28 (A)	H29 (A)	対前年比 (A) (%)	H30 (A)	対前年比 (B) (%)
河北	仁王、桜城、山岸、米内、河北、上田、緑が丘、松園、高松、東松園、北松園	3,787	3,782	99.9	3,736	98.8
河南	城南、杜陵、大慈寺、中野、山王	1,619	1,560	96.4	1,546	99.1
厨川	厨川、土淵、青山、北厨川、城北、大新、月が丘	3,160	3,142	99.4	3,145	100.1
盛南	仙北、本宮、太田、太田東、繁、向中野	2,556	2,614	102.3	2,664	101.9
都南	見前、飯岡、羽場、永井、手代森、津志田、見前南、都南東	2,816	2,805	99.6	2,793	99.6
玉山	玉山、渋民、生出、巻堀、好摩、城内（H28閉校）	568	564	99.3	568	100.7
計		14,506	14,467	99.7	14,452	99.9

市が実施している児童の放課後の居場所に関する調査結果によると、児童数全体に占める放課後の居場所が必要な児童数の割合は、平成 30 年度時点でおよそ 55% となっています。この割合が、今後毎年度 1 %ずつ上昇し、国の「新・放課後子ども総合プラン」の取組期間の最終年度である平成 35 年度に 60% になると仮定した場合、平成 35 年度に放課後の居場所が必要な児童数は 8,277 人となり、平成 30 年度と比較しておよそ 350 人増加することとなります。

表 8 居場所が必要な児童数の今後の見込み

項目	実績			見込み	注記
	H28	H29	H30		
児童数①（人）	14,506	14,467	14,452	13,795	▲ 657
居場所が必要な児童数②（人）	7,228	7,867	7,926	8,277	351
居場所が必要な児童の割合 (②/①)	49.8%	54.4%	54.8%	60.0%	5.2

イ 学区別の整備状況の偏り

市内のおよそ半数の小学校区では、児童センターと放課後児童クラブのいずれか一方しか設置されていない小学校区があります。児童センター及び放課後児童クラブの学区別の整備状況は表 9 のとおりです。

これらの小学校区の中には、放課後の居場所が必要な児童数に対して受入余力が不足していると見込まれる学区があるほか、施設が設置されていないために利用したいが利用できないといった状

況もあり、必要なサービスを提供する体制が整っていない地域があることが課題となっています。

表 9 学区別児童センター・放課後児童クラブの設置状況（平成 30 年 12 月 1 日現在）

小学校区	児童センターの有無	放課後児童クラブの有無	備考
仁王	有	3	
桜城	有	0	
山岸	有	3	
米内	有	1	放課後児童クラブは外山（旧外山小児童利用）
河北	有	2	
上田	有	3	
緑が丘	有	2	
松園	有	1	
高松	有	1	
東松園	無	2	東松園小内にプレールームあり
北松園	有	1	
城南	有	2	
社陵	有	1	
大慈寺	有	1	
中野	有	2	
山王	有	0	
厨川	有	1	
土淵	有	2	
青山	有	3	
北厨川	有	0	
城北	有	2	
大新	有	0	
月が丘	有	0	

小学校区	児童センターの有無	放課後児童クラブの有無	備考
仙北	有	2	
本宮	有	5	
太田	無	1	
太田東	有	3	
繫	無	0	放課後子ども教室あり
向中野	無	5	
見前	無	1	
飯岡	有	2	
羽場	有	1	
永井	有	0	
手代森	有	1	
津志田	有	1	
見前南	有	0	
都南東	有	1	
玉山	有	0	
渋民	有	1	放課後児童クラブは校内（旧城内小児童利用）
生出	有	0	
巻堀	有	0	
好摩	有	0	

児童センターは見前、太田、向中野、東松園、繫の各小学校区で未設置となっています。それぞれの小学校区における放課後の居場所の状況は表 10 のとおりです。

表 10 児童センターが設置されていない小学校区の状況

学区名	状況
繫	児童数は市内の小学校区の中では少なく、放課後子ども教室が放課後の子どもの居場所や講座などを開催する場として機能しています。
東松園	東松園小学校内に設置されたプレールームが放課後の児童の居場所として機能しているほか、隣接する松園小学校区の児童センターで開催される講座等の利用が可能となっています。児童数は減少傾向にあり、放課後の居場所を必要とする児童の数も減少していくものと見込まれます。

学区名	状況
向中野	放課後児童クラブの数が市内の小学校区の中で最も多く、放課後児童クラブが児童の放課後の居場所として機能していますが、地域の児童を対象に広く事業を展開する拠点が確保されていない状況にあります。児童数は増加傾向にあり、今後も当面はこの傾向が続くものと見込まれます。
見前	市内の小学校区の中でも児童数が多く、放課後の居場所のニーズが高い小学校区ですが、学区内に放課後児童クラブが一か所しかなく、隣接する見前南小学校に設置されている児童センターを利用している児童もいます。利用を希望する児童数に対して放課後の居場所が不足していると考えられます。
太田	児童数は減少傾向ですが、学区内に設置されている放課後の子どもの居場所は放課後児童クラブが一か所のみとなっており、無料で利用できる放課後の居場所がない状況です。

このほか、山王児童センターの旧盛岡短期大学跡地への移転の検討が求められています。

また、民間事業者が運営する放課後児童クラブは、桜城、北厨川、山王、大新、月が丘、永井、見前南、玉山、生出、巻堀、好摩の11学区で未設置となっています。また、米内小学校区と渋民小学校区の放課後児童クラブは、閉校した旧蘿川小学校と旧城内小学校の学区に設置されており、それぞれの小学校に通学していた児童のみが利用している状況です。

ウ 施設ごとの運営における課題

(7) 児童センター

放課後の居場所に対するニーズの高まりを反映し受入児童数が増加した結果、施設によっては利用児童数が多く混雑した状況となっており、こうした施設を中心に混雑の緩和や職員の増員が課題となっています。

発達支援児など配慮が必要な児童の利用も増えており、こうした児童への対応のため職員の増員や研修等による資質の向上が求められています。

施設数が多いことから、修繕等による維持管理を計画的に進めていく必要があります。

(4) 放課後児童クラブ

利用を希望する児童数、施設数ともに増加傾向にあり、今後も整備が必要と見込まれる地区がある中、放課後児童支援員をはじめとした職員の確保が課題となっています。

近年、国において放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準の策定や運営指針の策定、資格制度の創設など、放課後児童クラブの運営に関する質の向上が図られていますが、こうした動きに対応し職員の資質向上を図るための研修等の充実と、職員のキャリアの充実に向けた待遇の改善が求められています。

民間事業者が運営する放課後児童クラブ全体の約4割となる保護者会が運営しているクラブで

は、施設の運営に当たり職員の雇用や経理、施設の維持管理などの事務を役員となった父母が担う必要があり負担が大きくなっていることや、法人ではないために施設の建設や大規模修繕に国庫補助の適用ができないなど制度上の制約があり、運営負担の軽減が課題となっています。

(2) 放課後の居場所に対する保護者のニーズについて

本指針の策定に当たり、放課後の居場所に対する保護者のニーズを把握するため、支援事業計画で定める6つの保育提供区域から児童センター及び放課後児童クラブの整備の状況や居場所が必要な児童数の状況を勘査して1校ずつ、計6校を抽出し、主に児童センター及び放課後児童クラブを利用する1年生から4年生の保護者を対象としたアンケート調査を実施しました。調査の結果、1,915名の方から回答を得ました。この調査結果は次の通りです。

ア 放課後等に主に過ごしている場所について

【設問】問1 平日の放課後や学校の休業日に、お子様は主にどこで過ごしていますか。

表11 問1集計（学年別）

（単位：人）

選択肢	学年				無回答等	総計
	1年生	2年生	3年生	4年生		
部活動など学校の活動に参加している		1	5	18		24
塾や習い事に通っている	18	21	48	46		133
放課後児童クラブ（学童クラブ）を利用している	66	47	52	28		193
児童センター、児童館を利用している	176	139	94	39		448
自宅で家族（大人）と過ごしている	163	161	171	171		666
親戚の家で過ごしている	4	16	7	11		38
自宅で兄弟姉妹と過ごしている	26	42	53	50		171
自宅で一人で過ごしている	4	8	19	56		87
公園などの屋外で過ごしている	16	20	19	22		77
友達の家で過ごしている		1	2	4		7
その他	11	13	15	8		47
無回答等	1	4	7	8	4	24
総計	485	473	492	461	4	1,915

居場所として最も多く回答があったのが「自宅で家族（大人）と過ごしている」という回答で、全体のおよそ3分の1を占めています。

次に多いのが児童センター（448名）、放課後児童クラブ（193名）となっており、この2つが放課後の居場所として主に選択されていることが伺えます。

一方、「自宅で一人で過ごしている」という児童が87名あったほか、兄弟姉妹と過ごしているという回答が171名と放課後児童クラブを利用していると回答した者の数に迫る数字となっており、放課後に、児童が一人または兄弟のみで自宅にいる状況があることが伺えます。

学年別にみると、児童センターや放課後児童クラブの利用者は学年が低いほど多く、4年生になると大幅に少なくなります。一方で「塾や習い事に通っている」「自宅で一人で過ごしている」という回答数は学年が上がるほど大きくなっています。

イ 子どもを過ごさせたい望ましい場所との一致について

【設問】問2 問1でお答えいただいた場所は、保護者の方がお子様を「放課後にこの場所で過ごさせたい」と希望する場所と一致していますか。

表 12 問2集計（学年別）

(単位：人)

選択肢	学年				無回答等	総計
	1年生	2年生	3年生	4年生		
一致している	387	401	417	357		1,562
一致していない	68	45	56	59		228
わからない	30	27	19	45		121
無回答等					4	4
総計	485	473	492	461	4	1,915

全体の約1割に当たる228名が「一致していない」と回答しています。

表 13 問2集計（放課後に主に過ごしている場所別）

(単位：人)

選択肢	場所												総計
	児童センター	自宅で兄弟姉妹と一緒に過ごす	自宅で兄弟姉妹と一緒に過ごさない	自宅で一人で過ごす	公園など屋外で過ごす	友達と一緒に過ごす	友達と一緒にしない	夫婦で過ごす	夫婦で過ごさない	夫婦で友達と一緒に過ごす	夫婦で友達と一緒にしない	その他	
一致している	21	109	170	370	583	34	121	38	57	4	39	16	1,562
一致していない	1	8	13	58	50	3	42	38	9	3	2	1	228
わからない	2	16	10	20	33	1	8	11	11	6	3	3	121
無回答等												4	4
総計	24	133	193	448	666	38	171	87	77	7	47	24	1,915
総計に占める一致していないと答えた人の割合	4.2%	6.0%	6.7%	12.9%	7.5%	7.9%	24.6%	43.7%	11.7%	42.9%	4.3%	4.2%	

問1の回答（放課後に主に過ごしている場所）毎に、その居場所が望ましい居場所と一致しているかどうかをみると、問1で「自宅で一人で過ごしている」と回答した人で問2「一致していない」と回答した人が43.7%と最も多く、自宅で兄弟姉妹と過ごしている人でも24.6%が一致していないと回答しています。

ウ 望ましい放課後の居場所について

【設問】問3 問2で「利用している放課後の居場所が利用を希望する場所と一致していない」と答えた方に伺います。お子様を放課後にできればどこで過ごさせたいとお考えですか。

表 14 問3集計（学年別）

(単位：人)

選択肢	学年				総計
	1年生	2年生	3年生	4年生	
部活動など学校の活動に参加させたい	3	2	2	2	7
塾や習い事に通わせたい	15	2	5	8	30
放課後児童クラブ（学童クラブ）を利用したい	19	7	10	4	40
児童センター、児童館を利用したい	13	10	21	25	69
自宅で家族（大人）と過ごさせたい	10	11	10	8	39
親戚の家で過ごさせたい				1	1
自宅で兄弟姉妹と過ごさせたい	1	3			4
自宅で一人で過ごさせたい			1	1	2
公園などの屋外で過ごさせたい	8	4	5	5	22
その他	1	4	2	5	12
無回答等	1	1			2
総計	68	45	56	59	228

児童センター、放課後児童クラブの利用希望が多いほか、塾や習い事に通わせたいという回答も多くなっています。

特に1年生の保護者では、放課後児童クラブや習い事の利用希望が多くなっています。

3年生や4年生の方の保護者では、児童センターの利用希望が多くなっています。

表 15 問3集計（自宅で一人若しくは兄弟姉妹と過ごしている児童別）

(単位：人)

選択肢	自宅で兄弟姉妹と 過ごしている		自宅で一人で 過ごしている	
	1年生	2年生	3年生	4年生
部活動など学校の活動に参加させたい				2
塾や習い事に通わせたい		6		3
放課後児童クラブ（学童クラブ）を利用したい		2		1
児童センター、児童館を利用したい		23		21
自宅で家族（大人）と過ごさせたい		5		6
親戚の家で過ごさせたい			1	
自宅で兄弟姉妹と過ごさせたい			1	
自宅で一人で過ごさせたい			3	
公園などの屋外で過ごさせたい			3	
その他		3		3

自宅で過ごしている児童（一人若しくは兄弟姉妹）の保護者の回答では、児童センターの利用希望が多くなっています。

エ 望ましい放課後の居場所を利用できていない理由について

【設問】問4 問3でお答えいただいた場所へ預けることができない理由はどのようなものですか。

表 16 問4集計（学年別）

選択肢	学年別					(単位：人)
	1年生	2年生	3年生	4年生	合計	
施設の利用を希望したが、施設側の事情により利用を断られた	5	4	6	13	28	
施設の利用終了時間と迎えに行ける時間が合わない	11	13	14	14	52	
利用料がかかるなど経済的な負担が大きい	19	10	11	7	47	
利用を希望する場所が近隣にない	5	6	5	8	24	
利用を希望する場所へ預けて子どもが安全、安心に過ごせるか不安がある	5	4	4	7	20	
子どもが今の過ごし方を希望している	11	8	16	9	44	
その他	24	15	16	19	74	

「施設の終了時間と迎えに行ける時間が合わない」という回答は学年を問わず一定程度あります。また、「子どもが今の過ごし方を希望している」という回答も比較的多くなっています。

経済的な負担について、1年生の保護者が他の保護者に比べて回答が多くなっています。新たに居場所の確保が必要となり、経済的な負担が重く感じられることなどが考えられます。

その他の回答として、「兄弟でも上の子と下の子を別々の場所に預けることになってしまふと迎えに行くことが難しいため預け先を一か所にしている」といった声や、「子どもと一緒に過ごす時間を多く取りたいが、勤務時間が長いため止むを得ず預けている」といった声がありました。

表 17 問4集計（自宅で一人若しくは兄弟姉妹と過ごしている児童で、現在の居場所が希望する居場所と一致していないと回答があった児童のみ抽出、利用を希望する施設別）

選択肢	(単位：人)									
	部活動などに利用したい	放課後居場所としての自宅で希望する	自宅で利用する	自宅で利用しない	児童センター	児童センターに利用したい	児童センターに利用したい	児童センターに利用したい	児童センターに利用したい	児童センターに利用したい
施設の利用を希望したが、施設側の事情により利用を断られた	0	0	1	8	0	0	0	0	0	2
施設の利用終了時間と迎えに行ける時間が合わない	0	5	1	19	1	0	0	0	0	1
利用料がかかるなど経済的な負担が大きい	0	4	0	1	1	0	0	0	0	0
利用を希望する場所が近隣にない	1	3	1	1	1	0	0	1	1	1
利用を希望する場所へ預けて子どもが安全、安心に過ごせるか不安がある	1	0	0	4	1	0	0	1	0	0
子どもが今の過ごし方を希望している	0	0	1	18	4	0	0	0	0	1

「児童センターを利用したいが施設の利用終了時間と迎えに行ける時間が合わない」という回答が多くなっています。そのほか、「児童センターを利用したいが子どもが今の過ごし方を希望している」という回答もあります。

オ 市の取組への希望について

【設問】問5 児童の放課後の居場所の確保に関する市の取組について、最も強く希望するのはどのようなことですか。

表 18 問5集計（学年別）

選択肢	学年別				無回答等	総計
	1年生	2年生	3年生	4年生		
経済的な負担を少なくしてほしい	84	66	72	61		283
利用できる場所を増やしてほしい	112	105	120	123		460
利用できる施設に関する情報をもっと周知してほしい	29	28	35	31		123
施設の開館時間を延長してほしい	57	65	42	21		185
多様な居場所を確保してほしい	49	68	78	74		269
その他	19	21	24	10		74
わからない	7	11	10	10		38
特に希望することはない	119	103	107	125		454
無回答等	9	6	4	6	4	29
総計	485	473	492	461	4	1,915

「利用できる場所を増やしてほしい」という回答が学年を問わず多くなっているほか、「多様な居場所を確保してほしい」という回答も多くなっており、場所の確保に関する希望が大きいことが伺えます。

表 19 問5回答（自宅で一人若しくは兄弟姉妹と過ごしている児童のみ抽出、学年別）

選択肢	学年別				(単位：人)
	1年生	2年生	3年生	4年生	
経済的な負担を少なくしてほしい	4	4	8	11	27
利用できる場所を増やしてほしい	9	11	23	35	78
利用できる施設に関する情報を もっと周知してほしい		2		3	5
施設の開館時間を延長してほしい	4	8	5	7	24
多様な居場所を確保してほしい	3	8	15	22	48
その他	1	1	3	2	7
わからない		2	1		3
特に希望することはない	9	14	17	23	63
無回答				3	3
総計	30	50	72	106	258

利用できる場所を増やしてほしい、多様な居場所を確保してほしいといった、居場所の確保に関する希望の回答が多くなっています。

力 回答結果から考えられる課題

自宅で一人若しくは兄弟姉妹と過ごしている児童が全体の 13.5%おり、その中でも希望する居場所と一致していないと回答した割合が高いことから、これらの児童の居場所の確保に取り組む必要があると考えられます。

利用の希望としては、児童センターや放課後児童クラブが多くなっていますが、利用時間や経済的負担から利用できないという回答があることから、利用しやすい環境づくりを進める必要があると考えられます。

市の取組に対する希望では、利用できる場所を増やしてほしい、多様な居場所を確保してほしいという希望が多くなっていることから、保護者のニーズを踏まえ、施設数を増やすことや多様な居場所の確保を進めていくことが必要と考えられます。

3 方針

(1) 今後の児童センター・放課後児童クラブの整備・運営の基本方針

ア 整備・運営の方向性

ここまで整理したとおり、児童センター及び放課後児童クラブが児童の放課後の主な居場所として機能している一方、整備量の不足が見込まれることや、自宅で一人若しくは兄弟姉妹と過ごしている児童を中心に利用のニーズに沿っていない部分があると考えられることなど、なお課題もある状況です。

市では、こうした課題に対処するとともに、市の人口が長期的に減少していく中にあっても少子化対策として子育て環境の整備を進めていくために、児童が放課後を安全・安心に過ごせる居場所として、引き続き児童センター及び放課後児童クラブの双方の取組の充実を図っていきます。

児童センターは、改正された児童館ガイドラインにおいて、「子どもが、その置かれている環境や状況にかかわりなく、自由に来館して過ごすことができる施設である」という施設特性が新たに示されたところであり、その拠点性、多機能性、地域性が重視されるようになっています。子育てを支援する地域の拠点施設としての機能、また地域の児童の状況を把握し、場合によっては必要な支援につなげていく窓口となる施設としての機能を強化し、必要に応じていつでも児童が利用できる体制を整えていきます。

放課後児童クラブは、特に保護者が昼間就労などで家庭にいない世帯における児童の預かりを行う施設であり、放課後の居場所に対するニーズの高まりに応じてその重要性が増している施設です。専門の資格を有する放課後児童支援員の指導の下で児童の成長を支援する生活の場として、必要とする児童が通うことができるよう、また多様化する保護者のニーズに、より柔軟に答えることで保護者の就労を促進することができるよう、事業の拡大と質の向上を支援していきます。

上記の方向性を踏まえ、放課後の居場所づくりについては、今後、必要な地区に必要量の定員を確保する量の整備と、児童の成長と保護者の就労を支援するためのニーズに応えていく質の整備の両面から、利用を希望する児童が放課後を安全・安心に過ごすことができるよう、整備・運営を図っていきます。

なお、保護者アンケートにおいて、利用できる場所を増やしてほしいという意見のほか、多様な居場所を確保してほしいという声があったことから、児童センターや放課後児童クラブにおける受入定員の確保、運営の質の向上に向けた取組に加え、教育委員会が実施している放課後子ども教室の取組などと連携し、保護者のニーズに沿った多様な居場所の確保や周知についても取り組んでいきます。

イ 整備量の見込みと確保策

「2 課題」の「表 8 居場所が必要な児童数の今後の見込み」で示したとおり、居場所が必要な児童の数については、平成 35 年度までにおよそ 350 人増加するものと見込んでおり、これに対

応した受入定員の確保が必要となります。

また、保護者アンケートの結果について表 13 で示したとおり、現在自宅で一人若しくは兄弟姉妹と過ごしている児童について、児童センターや放課後児童クラブの利用希望があることから、こうしたニーズにも応えていく必要があります。特に自宅で一人で過ごしている児童について、平成 30 年度の放課後の居場所調査の結果と保護者アンケートの結果を踏まえて推計すると、およそ 500 人分の放課後の居場所が必要となっていると見込まれます。

これらから、今後、放課後の居場所の整備において必要となる整備量について、平成 35 年度までに見込まれる居場所が必要な児童数の増 350 人と、自宅で一人で過ごしており居場所の確保が必要と見込まれる児童数 500 人を合わせた 850 人分の定員を確保することを見込みます。

定員の確保については、児童センターと放課後児童クラブそれぞれの利用希望があることや、上述のとおり児童センターの整備について方針を立てていることを踏まえ、表 20 のとおり見込むこととします。概ね平成 35 年度までに、児童センターは未設置地区への設置が進むことや既存の児童センターでの受入児童数を増加させることで、260 人分の受入余力を確保することを見込みます。また、放課後児童クラブは民間事業者の施設整備等により、平成 35 年度までに 591 人分の受入定員を確保することを見込みます。

表 20 整備量の見込みと確保策

項目	実績			見込 H35	比較 H35-H30
	H28	H29	H30		
児童数①(人)	14,506	14,467	14,452	13,795	▲ 657
居場所が必要な児童数②(人)	7,228	7,867	7,926	8,277	351
居場所が必要な児童の割合③ (②/①)	49.8%	54.4%	54.8%	60.0%	5.2
上記③のうち自宅で一人で過ごしている児童 で放課後の居場所が必要な児童数④	-	-	-	-	500
必要整備量計(②+④)	-	-	-	-	851
児童センター登録児童数⑤	3,280	3,546	3,395	3,655	260
放課後児童クラブ登録児童数⑥	1,359	1,442	1,614	2,205	591
確保策計(⑤+⑥)	-	-	-	-	851

なお、この整備量の見込みについては、平成 31 年度中に予定されている「第二次子ども・子育て支援事業計画」の策定作業等を通じ、児童数の推移や居場所が必要な児童の状況の推移に併せて随時見直しを行っていくこととします。

(2) 児童センターの整備・運営に関する方針

ア 整備方針

児童センターの利用ニーズの増加に対応するとともに、地域の児童福祉、子育て支援の拠点として様々な活動を展開できる施設であるという性格を活かし、市内の全域でサービスを提供できる体制を整えるため、未設置となっている小学校区のうち東松園、繩を除く向中野、太田、見前の三つの小学校区について児童センターを整備し、市内全域で子育てを支援する地域の拠点施設としての機能を確保するとともに、サービスの提供が可能となる環境を整備することとします。

小学校区ごとの整備の方向性は次のとおりです。

見前	居場所が必要な児童数が多く受入体制が不足していることから、見前小学校の敷地内に設置することとし、早期に事業に着手することとします。
向中野	盛南地区に公民館施設の整備予定があることから、当該施設との合築を基本に取り組むこととします。
太田	太田小学校の敷地への設置を基本に、取り組むこととします。

イ 運営上の課題への対応方針

(7) 留守家庭登録児童の利用時間の延長

保護者へのアンケート調査でも児童センターを利用できない理由の一つとして「施設の終了時間と迎えに行ける時間が合わない」という回答があるほか、児童センターに留守家庭登録をしている児童の保護者からも市へ利用時間の延長に関する要望が寄せられていることから、18時以降の預かりのニーズへ応えていくことで、利用が可能となる児童も増加するものと考えられます。このため、特に放課後児童クラブが設置されていない小学校区の児童センターを中心に、留守家庭登録児童の利用時間の延長について検討し、必要な措置を講じることとします。

利用時間の延長に当たっては、留守家庭登録児童が児童センターで過ごす時間がこれまでより長くなること等から、生活の支援に関する機能を強化していくことが必要と見込まれるため、この点について、既設の放課後児童クラブとの連携や役割分担を踏まえて検討することとします。

(1) 利用児童数の増加への対応

児童の安全を確保するとともにより細やかな児童との関わりを可能とするほか、支援が必要な児童への対応を充実させるため、職員（児童厚生員）の適正配置に関する基準を定めており、この基準に沿って職員の配置を進めます。また、利用児童数が特に多い施設については周辺に放課後児童クラブの設置を促進することや、中長期的な利用児童数の見込みを踏まえつつ施設の受入定員の増加に向けた方策についても検討し、利用を希望する児童を受け入れられるよう取組を進めます。

(3) 放課後児童クラブの整備・運営に関する方針

ア 整備方針

平成35年度までに必要と見込まれる15施設の整備が可能となるよう、放課後児童クラブが未設置である小学校区や放課後の居場所のニーズが高い小学校区を中心に、民間事業者による設置を促していきます。子育て支援に関する事業の実績や参入意欲があると見込まれる法人に対して市のニーズを周知し開設を働きかけるほか、開設までの標準的な工程の明示、開設に係る施設改修等の工事費に対する国庫補助の適用などを通じて、民間事業者が施設の開設に向けてより円滑に取り組むことができるよう支援していきます。

施設の整備については、自宅で一人若しくは兄弟姉妹と過ごしている児童のうち放課後の居場所の利用を希望している児童がいることから、できる限り前倒しで実施することとし、年度毎の設置クラブ数を次のとおり見込むものとします。

表 21 放課後児童クラブの年度毎設置見込

	H31	H32	H33	H34	H35	計
設置見込クラブ数	2	4	4	3	2	15

イ 運営上の課題への対応方針

(7) 経済的負担の軽減

保護者アンケートにおいて、利用を希望している保護者から経済的負担の軽減に関する声があつたことや、市内の放課後児童クラブからも経済的負担の軽減に対する市の支援を求める声があることから、経済的負担の軽減に向けた支援策を検討することとします。

(イ) 職員の確保

保育士資格や教員免許の保持者等、放課後児童支援員となるための基礎資格を有する人を中心に行方後児童健全育成事業の周知を図るなど情報の発信を強化するほか、現在各クラブに雇用されている職員に対して運用している国の放課後児童支援員待遇改善事業等を継続して実施し、各クラブにおける職員の確保を支援していきます。

(ウ) 運営負担の軽減

特に保護者会が運営するクラブについて、運営の負担が大きく施設の維持管理に関する負担も大きいと考えられることから、施設の修繕に対する支援など運営の支援策を検討していきます。また、任意団体である保護者会の運営から法人による運営に切り替わることにより、より安定的な運営と運営負担の軽減が見込まれることから、運営主体の法人化や特に負担が大きい業務の一部委託等の手法について、他都市の事例等も参考に研究しながらクラブ側へ情報提供するなど、クラブ側の意向を踏まえつつ支援していきます。